

転

児童通所サービスのご利用までの流れ



- * 児童通所サービスとは、障害や発達に特性のある18歳以下のお子様に療育を提供するものです。
- * 転入元で受給者証をお持ちの場合も、明石市では新規としての申請が必要となります。
- * 申請からご利用まで、1～2 か月かかります。また新年度が始まる4月や夏休み、冬休み前は、通常よりお手続きに時間がかかります。

STEP 1

申請書を提出するまでに下記の準備をする

1 (対象要件の確認) 下のいずれに当てはまるかを確認する

- 身体・療育・精神のいずれかの障害者手帳をもっている。
- 就学児については支援学級か支援学校に通学している。
- 発行から1年以内の医師の診断書(疑い含む)や意見書をもっている。

※「発達上の課題」や「発達検査の結果」などから「療育の必要性」が記載されたもの

2 (通所先の確認) お子様が通う事業所を決める

- ① お子様と一緒に事業所を見学・体験する。
- ② 事業所に空きがあることを確認する。
- ③ お子様が週1回以上通うことを事業所と約束する。



・児童発達支援
・放課後等デイサービス
・計画相談支援 など
事業所一覧が別にありますので、ご活用ください。

3 (相談員の確認) 相談支援事業所を決める

- お子様のサービスの利用計画を立てたり、個別相談に応じる事業所を1つ決めます。
お子様が通う事業所とは別になります。
- 通所先に相談したり、事業所一覧より保護者の方から連絡の上、決めていただきます。
ご希望がなければ、市が代わりに選ぶこともできます。

STEP 2

1～3まで準備ができれば市役所に申請する

提出日

明石市でのお住まい(場所・時期)が決まりましたら、申請ができます。

申請書は様式が決まっており、市役所にあります。

市役所に来ていただき、窓口で書いて提出するか、来庁が難しい場合は、ご自宅に申請書一式をお送りし、郵送にてご提出も可能です。

申請後からの流れは裏面につづきます。



【申請時に提出するもの】



ほんにんかくにんしよるい
本人確認書類には
マイナンバーカードや
うんてんめんきょしょう
運転免許証などがあります。



- ☐ 児童通所サービス等給付申請書（ピンク色の指定様式）
- ☐ 手帳のコピー、診断書や医師意見書のコピー（STEP1 の対象要件に必要となる方）
- ☐ 世帯で1名様分の本人確認書類

※ 単身赴任等により別世帯の場合には、それぞれご準備いただく必要があります
(以下、明石市立ゆりかご園に通う方のみ)

- ☐ お子様の健康保険証のコピー or マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの

STEP 3

申請受付後、各機関と面談を行う

【市役所の職員と面談】

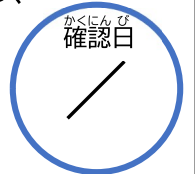
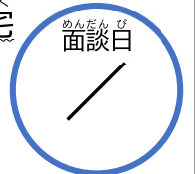


- 受付より10日前後を目途に
市役所の職員から電話にて、面談の日程調整を行います。
- お子様と保護者の方と一緒に市役所に来ていただき、面談をします。面談時間は30分から1時間前後です。
- 面談の際は、母子健康手帳をお持ちください。



【相談支援事業所の職員と面談】

- 相談支援専門員が明石のご自宅に訪問し、面談をします。
- 面談後、相談支援専門員が障害児支援利用計画案を作り、保護者の方に内容をご確認いただきしてから、相談支援専門員が市役所に提出します。



【その他、保護者の方がすること】

- 明石市へ転入する(住民票を移す)

上の3つが終わり、書類の手続きが済んだら

- 住民票・課税情報の確認ができ次第、受給者証が発行され、自宅に郵送されます。確認には転入後より数日～1週間程度かかるため、途切れなくのご利用はできません。
- 受給者証がお手元に届きましたら、通所先へご連絡の上、ご利用を開始ください。
- 利用開始後は、基本的に毎年お子様の誕生月で更新となります。更新や変更をされる場合は、相談支援事業所の方にご相談の上、お手続きください。



【問い合わせ先】 明石市役所 障害福祉課

673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

☎ 078-918-1344